

フランス現地調査報告

出張期間：平成 25 年 1 月 14 日（月）～16 日（水）

出張者：厚生労働省 2 名

訪問先：Ille-et-Vilaine 県 1 施設（子牛専用）、Moselle 県 1 施設

1 調査の目的

食品健康影響評価に基づき、その範囲内で輸入を解禁するため、フランスと協議を行った対日輸出プログラムの実施可能性について、現地調査を行った。本調査においては、輸入条件を遵守することを前提に、フランスからの 30 か月齢以下の牛由来の肉及び内臓について、月齢確認、出生国及び飼養国の確認、SRM の除去並びに分別管理について確認を行った。

2 調査結果

（1）月齢、出生国及び飼養国の確認：BDNI（Base de Donnees Nationale d'identification: National Identification Data Base）を用いるシステム

EU のトレーサビリティ制度に基づき、EU 加盟国では、国記号（オランダの場合は「FR」）と 10 桁の識別番号を用いて、1 頭毎に個体管理している。この番号は、パスポートと耳標に記載されており、この番号により、各個体の生年月日、出生国、飼養国、牛の種類、農場名などの情報をデータベース（BDNI）から調べることができるシステムが構築されている。

このシステムを用いて、耳標をスキャンすることにより、月齢、出生国、飼養国を確認し、と畜後、と畜した旨を登録する。

（2）SRM の除去

扁桃及び腸※の適切な除去が行われていた。専用器具の使用又一頭毎の器具の洗浄により、適切な方法で交差汚染の防止が図られていた。

※EC 規則では、全月齢の腸が SRM となっている。

（3）分別管理

と畜後に耳標をスキャンすることで、生年月日、出生国、飼養国等の情報が記載されたラベルが発行される。

ア 月齢の分別管理

①子牛専用食肉処理施設の場合は、耳標スキャン時に 12 か月齢超の牛の場合は、その後の処理はしない。

②全月齢を処理する食肉処理施設の場合は、日本向け処理を行う場合は、生体の受け入れ段階で対日輸出条件にあったロットを構成し、ロット単位でと畜処理を行う。

イ と畜場における、出生国、飼養国の分別管理

月齢範囲、出生国、飼養国が同じ牛をロットとして、と畜処理をすることで、対日輸出条件である、オランダ及びフランスで生まれ育った、30 か月齢以下の牛とそれ以外の牛とを分別管理していた。

ウ 部分肉処理における、出生国、飼養国の分別管理

①子牛専用食肉処理施設では、全ての子牛を個体管理することにより分別管理を実施（カット肉のフィルムパック内に個体情報（個体番号、出生国、飼養国等）が記載されたラベルを同封していた。

②全月齢を処理する食肉処理施設では、部分肉処理を行う前に、日本向けに輸出できるロットの枝肉かスキャンで確認し、部分肉処理を実施することで、その他の牛を区分する。

3 総括

フランスより対日輸出する施設は、EC 規則に基づくトレーサビリティシステムにより、識別番号での分別管理が可能であり、枝肉には、出生国、飼養国等の情報が記載されたラベルが添付され容易に目視確認できる。

部分肉処理では、1 頭毎に個体管理を行う施設と、日本向け専用の処理をする施設とで方法は異なるが、どちらも対日輸出向けの分別管理が可能であると考えられる。

調査結果から、対日輸出条件に適合した牛肉及び内臓の輸出が可能な状況であることが確認できた。更なる安全性確保のため、内臓の具体的な分別管理方法、衛生証明書発行時の貨物の確認、対日輸出適合品であることが容易に確認できる表示等をフランス側と意見を交換した。